

就学援助に係る新入学児童生徒学用品費 入学前支給のお知らせ

筑後市では、令和7年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、就学援助の要件に該当し、下記の期間中に申請された方に、就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前（3月）に支給します。

◆ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

“令和7年1月に筑後市に住民票があり、令和7年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学予定の児童生徒”の保護者で、次に該当する方

- ・ 就学援助認定者（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方）
- ・ 保護者の死亡・離別・離職など特別な事情があり、生活状態が急激に悪化した方
- ・ その他、教育委員会が特に必要と認める方 ※所得制限などの条件があります

【注意】次の①②のいずれかに該当する場合は、原則として新入学児童生徒学用品費の入学前支給の対象にはなりません。

① 令和7年3月末以前に筑後市外に転出される場合

② 令和7年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学されない場合

※上記に該当し、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなりますので、該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。

◆ 受付期間

令和7年1月7日（火）～令和7年1月31日（金） ※期日厳守

※上記の受付期間中に申請をされない場合でも、令和7年4月30日までに令和7年度の就学援助に該当し、4月からの認定となった場合は7月以降に支給があります。

◆ 申請手続き

【申請場所】・・・筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

【提出書類】・・・申請書類は、筑後市教育委員会学校教育課、各小・中学校に準備しています。

- (1) 就学援助（新入学児童生徒学用品費）申請書
- (2) 就学援助費からの校納金控除同意書および就学援助費受領口座報告書

【申請に必要なもの】

- (1) 振込み希望口座の名義、口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- (2) 申請者ご本人の確認ができるもの（運転免許証 等）

(3) その他書類（次の①～③に該当する方のみ）

- ① 賃貸物件に住んでおり、家賃に係る控除を希望する方（控除を希望しない場合提出は不要）
 - ・ 賃貸借契約書の契約者名義と家賃が記載されたページ（写し可）

【裏面あり】

② 令和6年1月1日時点で、他市に住民登録があった方（他市町村から転入された方）

- ・提出書類：令和6年1月1日時点でお住まいだった市町村で発行した、令和6年度（令和5年の収入等が記載されたもの）の所得課税証明書

※【所得課税証明書とは】・・・証明する年の1年間の収入、所得額、所得の内訳、各種控除額、扶養人数など所得と所得控除に関する事項に加え、市県民税の税額に関する事項も記載された証明書です。原則として証明する年の1月1日時点の住民登録地で発行されます。

③ 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業)により、生活状態が急激に悪化した方

- ・提出書類：離職票など、現在の状況を証明する書類

◆支給内容

- ★支給予定額・・・ 小学校入学予定のお子様 57,060円
中学校入学予定のお子様 63,000円

★支給時期・・・ 令和7年3月下旬（認定となった方のみ）

★支給方法・・・ 保護者様の口座に直接振り込みます。

※ 新入学児童生徒学用品費（入学前支給）を申請して「認定」となった方は、令和7年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。

ただし、令和7年度の就学援助の判定結果（認定・不認定）については、新入学「前支給」の判定基準である令和6年度（令和5年分）の所得等の情報ではなく、令和7年度（令和6年分）の所得等の情報により判定を行うため、新入学児童生徒学用品費（入学前支給）を申請して「認定」となった方でも令和7年度の就学援助は対象外となる場合があります。

【就学援助に関するお問い合わせ先】

筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

TEL：0942-65-7038